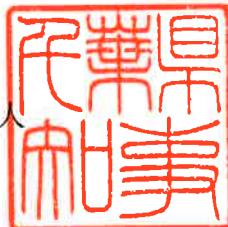


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都三鷹市野崎二丁目8番1号

氏名 有限会社 屋満登興業
代表取締役 佐藤 圭一廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日 令和5年6月26日

許可の有効年月日 令和10年6月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ウ 廃油、
エ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等
破碎物を除く）、オ 紙くず、カ 木くず、キ 繊維くず、ク 動植物性残さ、ケ ゴムくず、コ
金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、サ ガラスくず、コン
クリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自
動車等破碎物を除く）、シ 鉱さい、ス がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、セ ばいじ
ん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄
物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない
種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・
運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成25年6月20日 新規許可

令和5年6月26日 更新・変更許可（6品目の追加、限定の解除）・変更届（株主変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。